

2009年1月14日 全2頁

2008年後半の株主総会の続行・延期の事例

制度調査部
堀内勇世

2008年後半に見る株主総会－3

[要約]

- 2008年後半（7月から12月まで）の株主総会の動向につき、各企業のプレスリリース（適時開示書類）などから見つけた事例につき、紹介する。
- このレポートでは、会社法317条に規定する株主総会の続行・延期の事例（1社）を紹介する。
- 会社法では、株主総会の決議により株主総会の続行や延期を行うことができると規定されており、その事例と思われるものである。

1. はじめに

○2008年（平成20年）前半の株主総会の動向、例えば、株主提案、会社提案議案の否決、総会の続行については、例えば、次のレポートを作成している。

- ・「2008年前半の株主総会を振り返ってQ&A ～今年の株主総会に関する出来事－8～」（堀内勇世、2008.7.9作成）
- ・「2008年前半の株主総会を振り返ってQ&A－2 ～今年の株主総会に関する出来事－10～」（堀内勇世、2008.7.16作成）
- ・「株主提案の2008年の事例－4～今年の株主総会に関する出来事－9～」（堀内勇世、2008.7.15作成）

○そこで、**2008年後半、つまり2008年7月から12月までの株主総会の動向**につき、各企業のプレスリリース（適時開示書類）などから見つけた事例につき、簡単に紹介したい^(注1)。

(注1) 2008年7月から9月までの株主総会の動向については、次のレポートも作成している。

- ・「7～9月に見る株主提案の事例 ～今年の株主総会に関する出来事－11～」（堀内勇世、2008.10.6作成）
- ・「7～9月に見る会社提案議案の撤回・変更事例 ～今年の株主総会に関する出来事－12～」（堀内勇世、2008.10.8作成）

○このレポートでは、会社法317条に規定する**株主総会の続行・延期の事例**と思われるものを紹介する。

2. 「続行」・「延期」

○会社法 317 条では、株主総会の決議により、株主総会の続行や延期を行うことができることが、規定されている^(注2)。

(注2) 東京弁護士会会社法部編「新株主総会ガイドライン」(2007年)の273ページや、株主総会実務研究会編「Q&A 株主総会の法律実務 第3巻」の2531ページなど参照。

○株主総会の「**続行**」とは、総会の招集通知に記載された議題の審議に入ったが終わらないまま総会を後日に継続することをいう。これに対して、株主総会の「**延期**」とは、総会の招集通知に記載された議題の審議に入らず総会を後日に変更することをいう。

○株主総会の「**続行**」が決議されたことにより開催される後日の株主総会のことを、「**継続会**」とか「**続会**」と呼ぶ。これに対して、株主総会の「**延期**」が決議されたことにより開催される後日の株主総会のことを、「**延会**」と呼ぶ。なお、この「**継続会**」と「**延会**」を併せたものを広義の継続会と呼ぶようなこともあるようである。

3. 株主総会の続行・延期の事例

○2008 年後半の、各企業のプレスリリース(適時開示書類)などから見つけた、会社法 317 条に規定する株主総会の続行・延期の事例と思われるものは、例えば、図表のようなものが存在する。

図表 2008 年後半に見る株主総会の続行・延期の事例

会社名	コード 番号	事例の概略	関連プレスリリース (適時開示書類)の公表日
アスコット	3264	・計算書類等の監査未了を理由に、2008年12月25日の定時株主総会で、計算書類に関する議案を後日開催予定の継続会で行うことを決議した(続行の決議)。	<アスコット> 2008.12.25

(出所) 大和総研制度調査部作成